

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)	
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円	①②のいずれか大きいほう
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額)- { (①10万円) (②総所得金額等の5%) }	①②のいずれか小さいほう (最高限度額200万円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額全額	

生命保険料控除 計算シート

生命保険料控除	計算式Ⅰ(新保険料等用)		計算式Ⅱ(旧保険料等用)		複数ある場合は、それぞれ計算して合計。 (最高限度額120,000円)
	支払額	控除額	支払額	控除額	
一般生命保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	①	計(①+②)(限度額40,000円)	③	④+⑤+⑥(65)へ転記
	旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	②	②と③のいずれか大きい金額	◆	
介護医療保険料	保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	★			④+⑤(限度額40,000円)
個人年金保険料	新保険料の計を計算式Ⅰで計算(限度額40,000円)	④	計(④+⑤)(限度額40,000円)	⑥	
	旧保険料の計を計算式Ⅱで計算(限度額50,000円)	⑤	⑤と⑥のいずれか大きい金額	●	⑤と⑥のいずれか大きい金額

種類	支払額	控除額	備考	
地震保険料控除	①地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	全額 50,000円(限度額)	1つの契約で①②両方の契約がある場合、いずれか大きい金額 ①②両方が別契約である場合はそれぞれ計算した合計額 (最高限度額50,000円)
		10,000円以下	全額	
	②旧長期損害保険料	10,001円~20,000円 20,001円以上	(支払額×1/2)+5,000円 15,000円(限度額)	
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円	①②のいずれか小さいほう	※寄附金額の内、地方団体(都道府県、市町村、特別区)や住所の共同募金会や日本赤十字支部及び市県の条例で指定した寄附金について、2千円を超える寄附金がある場合は、寄附金額の内訳欄に記入してください。	

●所得が無かった方は・・・

1 申告書記載例の網掛け部分を記載の上、申告書の所得の合計欄「③6」に「0」と記入してください。

2 扶養している人がいる場合、氏名、続柄、生年月日、居住形態、障害の項目を記入してください。

3 申告書の裏面に「所得の無かった方の記載欄」がありますので、右記載例を参考に記入してください。

9 所得のなかった方の記載欄(表面の配偶者・扶養親族の控除欄に記入された方を除く)

前年(平成28年)中、所得のなかったことを次により○をつけ、記入してください。

① 下記の者から扶養・援助を受けていた。  
氏名 市税 二郎 ☎ 32-1271  
住所 伊東市××町1-1 続柄 (子)

2 学生の場合(学年は平成28年12月31日現在で記入)  
学校名 \_\_\_\_\_ 年( 年 月 卒業見込)

3 生活保護法による生活扶助を受けていた。  
(S・H 年 月 日から H 年 月 日まで)

4 雇用保険法による失業給付を受けていた。  
(H 年 月 日から H 年 月 日まで)

5 非課税年金を受給していた。  
イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他  
(支給元 年間受給額 円)

6 その他  
(前年中の生活状況等をできるだけ詳しく記入してください。)

代筆の場合は、代筆者の氏名・続柄・連絡先を記入  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 続柄( ) \_\_\_\_\_  
連絡先 ☎ ( ) \_\_\_\_\_

※この欄は非課税証明の発行資料、国民健康保険の基礎資料となります。

●参考＜市民税・県民税と所得税の所得控除比較表＞

区分	所得税	市民税・県民税	区分	所得税	市民税・県民税			
医療費控除	同額		寡婦控除	一般 270,000円	260,000円			
社会保険料控除	同額		特別	350,000円	300,000円			
小規模企業共済等掛金控除	同額		寡夫控除	270,000円	260,000円			
生命保険料控除(限度額)	一般分	新	40,000円	28,000円	勤労学生控除	270,000円	260,000円	
		旧	50,000円	35,000円		障害者控除	普通障害	270,000円
	介護医療分	40,000円		28,000円	特別障害		400,000円	300,000円
		個人年金分	新	40,000円	28,000円		同居特別障害	350,000円
	旧		50,000円	35,000円	配偶者控除	一般	380,000円	330,000円
	一般+介護+年金	120,000円	70,000円	老人		480,000円	380,000円	
地震保険料控除(限度額)	地震	50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)	380,000円	330,000円		
	旧長期	15,000円	10,000円	扶養控除	老人	480,000円	380,000円	
	地震+旧長期	50,000円	25,000円		同居老親等	580,000円	450,000円	
寄附金控除	特定寄附金-2千円	平成21年度より所得控除から税額控除に改められました。			特定	630,000円	450,000円	
		基礎控除	380,000円	330,000円				

平成29年度 市・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

平成29年度の市・県民税は、平成28年1月1日から12月31日までに生じた所得について、平成29年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。

申告の際は、この手引きを参考にいただき、申告期限の平成29年3月15日までに提出してください(郵送可)。

平成28年中に所得がなかった人へのお願い

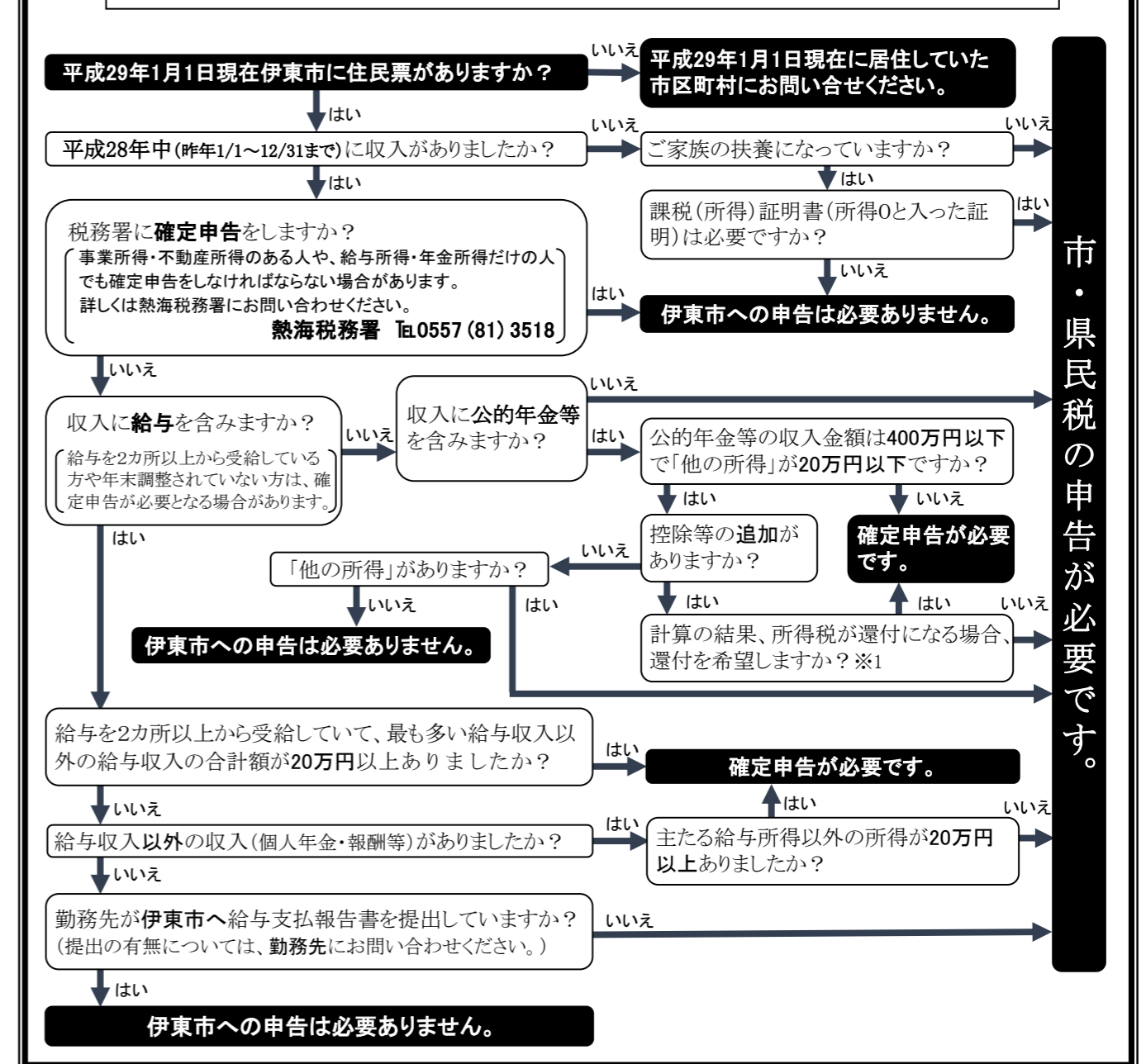
平成28年中に所得がなかった人でも、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となりますので、申告書裏面の該当箇所を記入し、提出してください。詳しくは【所得が無かった方は・・・】の欄を参照ください。

市・県民税申告に関する注意点

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。

また、市・県民税申告は各出張会場でも申告することが出来ます。各出張会場の開催日程については、広報いとう2月号に掲載されています。

市・県民税申告フローチャート(このフローチャートは一般的な例を示してあります。)



### 給与所得

給与、賃金、賞与などの所得

収入	所得
1円～	0円
650,001円～	収入額－650,000円
1,619,000円～	969,000円
1,620,000円～	970,000円
1,622,000円～	972,000円
1,624,000円～	974,000円
1,628,000円～	収入額(※1)×2.4
1,800,000円～	収入額(※1)×2.8－180,000円
3,600,000円～	収入額(※1)×3.2－540,000円
6,600,000円～	収入額×0.9－1,200,000円
10,000,000円～	収入額×0.95－1,700,000円
12,000,000円～	収入額－2,300,000円

※1…給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てる

### 公的年金等の所得

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金の所得

公的年金所得の計算(※小数点以下切り捨て) 65歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)

収入	所得
1円～	0円
1,200,001円～	収入額－1,200,000円
3,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

64歳以下(昭和27年1月2日以後生まれ)

収入	所得
1円～	0円
700,001円～	収入額－700,000円
1,300,000円～	収入額×0.75－375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85－785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95－1,555,000円

### 事業所得

営業・・・小売業、製造業、外交員など  
農業・・・農産物の生産など  
不動産・・・家賃、地代など

### 利子所得

公社債、預貯金の利子など(分離課税分を除く)

### 配当所得

株式や出資の配当など

### その他雑所得

個人年金やシルバー人材センターなど

### 一時所得

生命保険の満期返戻金、賞金、懸賞金など

### 総合譲渡所得

不動産以外の資産の譲渡

### 山林所得

山林の譲渡

### 退職所得

退職金

### 分離(譲渡・株式・配当)

申告分離課税方式を選択した上場株式等に係る配当など

## 記載例

伊東市長 平成 年 月 日提出 **平成29年度** 市民税・県民税 申告書 国民健康保険税 申告書

伊東市 伊東市大原2-1-1 伊東 太郎 伊東 太郎

電話番号 0557-32-1271 職業(勤務先) 生年月日 20年1月1日

所得金額(平成28年1/1～)	A 収入金額		B 必要経費		C 専従者控除額		所得金額(A-B-C)
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
営業等							⑰
農業							⑱
不動産							⑲
利子							⑳
配当(総合)							㉑
給与	源泉徴収票のない方は、裏面に記入してください。	特定経費	給与収入	⑳	1,825,684	専従者給与収入	㉒
雑所得	公的年金等	同封の「書き方」をご覧ください	年金収入	㉓	1,342,348		㉔
その他	短期所得金額		長期所得金額1/2前	㉕		一時所得金額1/2前	㉖
総合譲渡・一時				㉗			㉘
合計	⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱ + ⑲ + ⑳ + ㉑ + ㉒ + ㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖		合		計		㉙ <b>1,239,148</b>

所得から差し引かれる金額(保険料等は平成28年1/1～に支払った金額)	A 収入金額		B 必要経費		特別控除額	
	①	②	③	④	⑤	⑥
雑損控除	雑損原因	損害月日	A 損害金額	B 補てんされる金額	雑損控除額	
医療費控除	A 支払医療費	B 補てんされる金額	A-B 差引負担額		医療費控除額	
社会保険料控除	国民健康保険税	国民年金保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	その他	社会保険料控除額
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額					小規模企業共済等掛金控除額
生命保険料控除	① 新生命保険料の計	② 旧生命保険料の計	③ 新個人年金保険料の計	④ 旧個人年金保険料の計	⑤ 介護医療保険料の計	生命保険料控除額
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		地震保険料控除額	
寄附金控除	寄附金名称	寄附金額	寄附金額の内訳		寄附金控除額(所得税)	
本人該当欄	寡婦・寡夫控	死別・離別・生死不明・未婚還	勤労学生控	障害者(本人・扶養)	0.000	
配偶者控除	氏名	生年月日	居住形態	障害	配偶者	
配偶者特別控除	個人番号	配偶者の所得	配偶者の所得		配偶特	
扶養控除	氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害	扶養
年少扶養	氏名	続柄	生年月日	居住形態	障害	基礎
合計	①～⑥、⑧～⑩、⑫～⑬の合計				合計	<b>2,103,412</b>

●注意●  
申告書の控除額は、すべて「**所得税の控除額**」で記入してください。  
ただし、市民税・県民税を計算する際は、申告に基づき「**市民税・県民税の控除額**」に置き換えて計算する為、申告時とは控除額が異なります。  
所得税と市民税・県民税の控除額の差異につきましては、裏面「比較表」を参照ください。

### 申告に必要なもの

- ◆個人番号カード等(個人番号の確認及び本人確認のできるもの)
- ◆源泉徴収票(平成28年分の給与、公的年金等がある人)
- ◆その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料
- ◆印鑑(認印可)
- ◆親族関係書類及び送金関係書類(国外居住親族に係る控除の適用を受ける人)

### 雑損控除

平成28年中に受けた災害等による資産の損失  
〔必要書類〕控除に係る証明書

### 小規模企業共済等掛金控除

支払った掛金額  
小規模企業共済に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金者掛金もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金  
〔必要書類〕掛金額を証明する書類

### 生命保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った生命保険料など  
〔必要書類〕生命保険料控除証明書  
※裏面「生命保険料控除計算シート」をご利用ください

### 寄附金控除

平成28年中に支払った寄附金  
〔必要書類〕寄附金控除証明書

### 医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に平成28年中に支払った医療費  
〔必要書類〕領収書など

### 社会保険料控除

支払った社会保険料  
(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公的年金掛金 など)  
〔必要書類〕領収書、納入証明書など

### 地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など  
〔必要書類〕地震保険料控除証明書

### 寡婦(夫)控除

平成28年12月31日時点の状況で判定

夫(妻)と死別、離別している人、または夫(妻)が生死不明の人

種類	要件	控除額
一般寡婦	①夫と死別、離別、夫が生死不明の人で、「扶養親族」又は「所得が38万円以下の生計を一にする子」を有している場合 ②夫と死別、夫が生死不明の人で、合計所得金額が50万円以下の場合	27万円
特別寡婦	一般寡婦に該当する人で、合計所得金額が50万円以下で、かつ「扶養親族である子」を有する場合	35万円
寡夫	妻と離別、死別、妻が生死不明の人で、合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が50万円以下の場合	27万円

### 配偶者控除

平成28年12月31日時点の状況で判定

生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合

種類	配偶者の年齢	控除額
一般	70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円

### 扶養控除

平成28年12月31日時点の状況で判定

生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合

種類	年齢	控除額
年少	16歳未満	—(※1)
一般	16歳以上 19歳未満	38万円(※2)
特定	19歳以上 23歳未満	63万円
一般	23歳以上 70歳未満	38万円
老人	70歳以上	48万円
	同居の直系尊属(父母・祖父母)	58万円

### 基礎控除

すべての納税義務者	控除額
	38万円

※1 平成24年度から扶養控除が廃止となりました  
ただし、非課税判定の為、申告は必要となります  
※2 平成24年度から上乗せ部分廃止となりました

※本紙「記入の手引き」に掲載の「控除額」は、すべて「**所得税控除額**」で表示しています

※給与・年金に・事業以外以外の所得をお持ちの方は、